

D) 防災 - 防災関連情報

知っておきたいグリスフィルターの必要性和防災情報

Q1 グリスフィルター (GF) にとっての最重要事項は？

Q2 消防法の火災予防条例とは？

Q3 東京都内の業務用厨房火災件数は実際、何件位？

Q4 多数の死傷者を出した火災裁判事例は？

Q5 直近の有名大型ビルの厨房火災事例

Q1 グリスフィルター (GF) にとっての最重要事項は？

GF業務において、最も基本的かつ不可欠な重要事は、確実に防火する定期メンテナンスを実施する事に尽きます。全てのハードはメンテが不可欠ですが、特に業務用厨房の場合は、排気中のオイルミストが日々GFより流入し、排気ダクトに侵入蓄積してある飽和点に達した時に、ある日突然、突発的な自然発火を惹起する潜在的な火災誘発因子を内包しています。従って日常的にフルメンテがどうしても不可欠なのです。就中、排気の限界まで燃焼している調理の実態を見れば、いつ発火してもおかしくない潜在的状況に慄然とします。又、蓄積したダクトのオイルミスト(潜在的な火災誘発因子)を見れば、GFを漫然と装着し、ダクトへの油塵流入(オイルミスト侵入)を放置している事が、いかに致命的な事かと戦慄を禁じ得ません。即ち、グリスフィルターは店舗の安全性と防災性と快適性の為に、表面上は決して見えないダクト深奥部の着火因子にも目配りした徹底した危機意識に基づくフルメンテの技術的、システム的対応力が、絶対に必要不可欠なのです。この日常的対応こそが防火の分岐点なのです!!

Q2 消防法の火災予防条例とは？

排気ダクト等の清掃管理規定(火災予防条例三訂版「第三条第三項第二号」)

天蓋、グリスフィルター、火災伝送防止用ダンパーは「一週間に一回以上」

(1)天蓋、グリスフィルター、火災伝送防止用ダンパーは「一週間に一回以上」

(2)グリスエクストラクター、火災伝送防止装置、ダクト清掃「一ヶ月一回以上」実施。

Q3 東京都内の業務用厨房火災件数は実際、何件位？

資料:東京消防庁予防部-業務用厨房における火災事例(1)

[http://www.jfea.or.jp/previous/kantyo/tokyosyobo/kasajirei/h12/kasajirei2001.12_1.htm]

| 5年間(平成8～12年) | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | 合計 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 業務用厨房からの出火の件数 | 148 | 187 | 188 | 166 | 186 | 875 |

Q4 多数の死傷者を出した火災裁判事例は？

1) 昭和47年の大阪Sデパート火災(死者118名、重軽傷者42名)

防火管理責任者には、防火体制の**法令上の規定の有無を問わず、**

可能最大限の防火義務がある。(平成2年 最高裁判決 = 被告全員有罪確定)

2) 昭和55年の栃木県Kホテル火災(死者45名、重軽傷者22名)

防火上の体系的整備は経営者の基本的義務である。従って経営者の防災責任

は免れる事はできない。(平成2年 最高裁判例 = 経営者は禁固2.6年の実刑)

- 3) 昭和57年の東京都ホテルNJ火災(死者33名、重軽傷者29名)
防災設備の整備や改修を怠り、**防火上の管理体制を講じなかった**。これは経営者による致命的怠慢だ(H5年最高裁判決)(80歳の経営者に禁固3年の実刑判決)
- 4) 昭和61年の静岡県熱川D火災(焼死者24名:平成5年 静岡地裁判決)
火災設備の維持管理や防火教育を怠っており、その無防備極まりない防火体制は、厳しく刑事責任が問われなければならない。(経営者に禁固2年の実刑判決)
- 5) 平成13年の新宿歌舞伎町ビル火災(死者44名、重軽傷者3名)

Q5 直近の有名大型ビルの厨房火災事例

- 1) 平成20年6月、超一流丸の内PホテルのB1厨房ダクト火災
- 2) 平成20年8月、お台場の大型複合Aビル4F厨房ダクト火災
- 3) 平成20年8月、日本を代表するT超高級ホテルの2F厨房ダクト火災